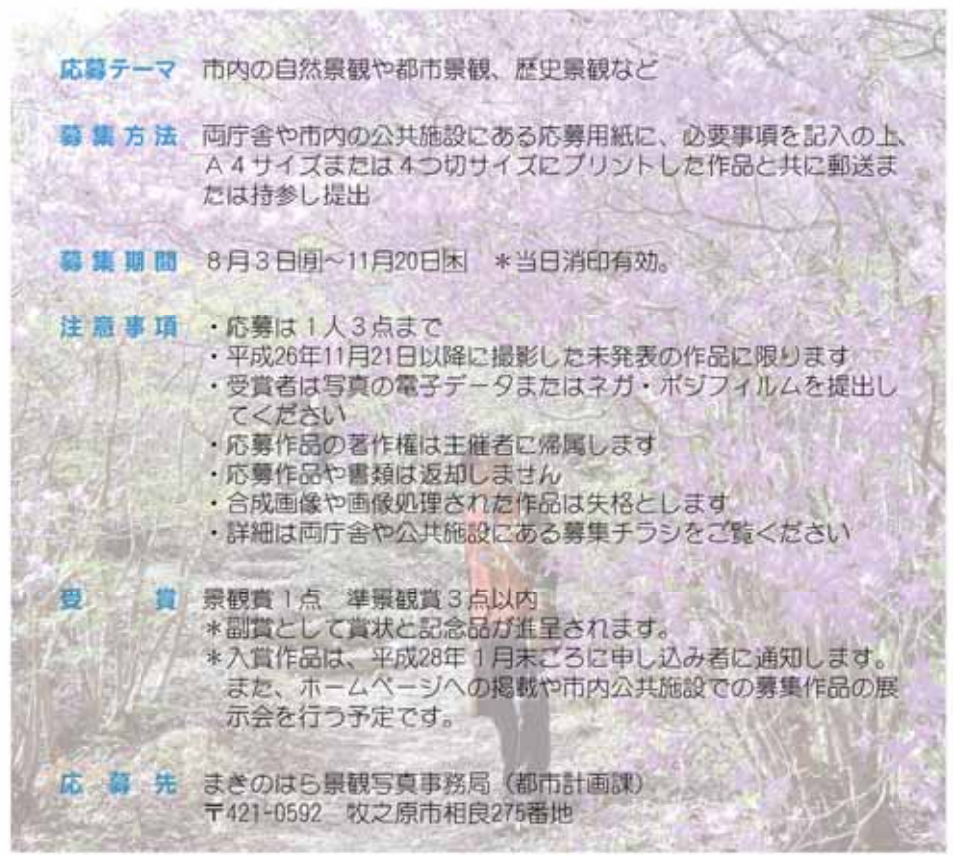


景観

第5回まきのほら景観写真を募集します

あなただけが知らない優れた景観を教えてください
 問い合わせ 都市計画課 大石 ☎(53) 2633

市内には、美しい自然景観や伝統を感じる歴史景観などが豊富にあります。
 景観への意識や関心を高めることを目的に、第5回まきのほら景観コンクールを開催します。
 市内にある四季折々の景観写真をお待ちしています



応募テーマ 市内の自然景観や都市景観、歴史景観など

募集方法 両庁舎や市内の公共施設にある応募用紙に、必要事項を記入の上、A4サイズまたは4つ切サイズにプリントした作品と共に郵送または持参し提出

募集期間 8月3日(月)～11月20日(金) *当日消印有効。

注意事項

- ・応募は1人3点まで
- ・平成26年11月21日以降に撮影した未発表の作品に限ります
- ・受賞者は写真の電子データまたはネガ・ポジフィルムを提出してください
- ・応募作品の著作権は主催者に帰属します
- ・応募作品や書類は返却しません
- ・合成画像や画像処理された作品は失格とします
- ・詳細は両庁舎や公共施設にある募集チラシをご覧ください

賞 景観賞1点 準景観賞3点以内
 *副賞として賞状と記念品が進呈されます。
 *入賞作品は、平成28年1月末ごろに申し込み者に通知します。
 また、ホームページへの掲載や市内公共施設での募集作品の展示会を行う予定です。

応募先 まきのほら景観写真事務局(都市計画課)
 〒421-0592 牧之原市相良275番地

税金

あなたの税金が市を支えています

納期限内の納付にご協力を
 問い合わせ 納税課 原口 ☎(23) 0022

皆さんの税金は、教育や福祉、道路河川、防災、環境などさまざまな分野で使われ、安心して暮らせるまちを支える大切な財源です。

市税の納期限と納付方法

納期限は、税金の種類ごとに定められ、納期月の末日になります。(12月は28日、月末が土日祭日の場合は次の平日)

納付方法は、事前に登録した口座から自動的に引き落としをする「口座振替」と、指定金融機関窓口やコンビニなどで納める「現金納付」があります。

口座振替は、納め忘れがなく安心で、市税の他にも介護保険料、後期保険料、水道料、保育料の納付も利用できます。

口座振替を利用される場合は、市納税課や相良窓口課、市内の指定金融機関窓口にある「口座振替依頼書」を、金融機関に提出してください。

滞納をそのままにしていると

督促、催告などに応じない、常習的な滞納、少額納付を繰り返すなどの場合は、税の公平性を保つために預貯金や給与、生命保険などの財産調査を行い、適切な滞納処分をします。

差し押さえられた財産は、換価して滞納分に充当されます。

税負担の公平性を保つため

市では、税負担の公平性を保つため次の取り組みなどを今まで以上に推進していきます。

- ▼口座振替の推進
- ▼納税者の利便性向上のための検討(電子納付など)
- ▼納税者の状況に応じた納付計画を考える納税相談
- ▼厳正な滞納整理の実施

防災

平成27年度 牧之原市総合防災訓練を実施します

今年の実施日は8月30日(日)
 問い合わせ 危機管理課 加藤 ☎(23) 0058

今年の総合防災訓練は、駿河トラフから南海トラフまでを震源域とする巨大地震が突然発生したことを想定し実施します。

市民一人一人が、訓練を通じて「自らの命は自ら守る(自助)」。自らの地域は皆で守る(共助)という防災意識を持ち、災害時の対応能力を高めるために、積極的に訓練に参加しましょう。

日ごろからの災害対策をお願いします

- ・備蓄品や非常持出品の点検
- ・家具などの転倒防止の確認
- ・地域の避難場所の確認
- ・家族間での安否確認や連絡方法の確認

サイレン吹鳴や緊急速報メールの送信を行います

地震発生や津波襲来を想定した同報無線のサイレン吹鳴や、情報伝達訓練として携帯電話への緊急速報メールの一斉送信を計画しています。

携帯電話の緊急速報メールは、端末の設定によっては「マナーモード設定中」でも音が鳴りますので、注意してください。

総合防災訓練 8月30日(日) 午前9時訓練開始

●訓練事前広報 8月29日(土)	
午後7時30分	同報無線で訓練事前広報を放送します
●訓練実施日 8月30日(日)	
午前6時50分	同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ
午前9時	訓練地震発生・訓練開始「サイレン1分間吹鳴」
午前9時5分	訓練津波警報 同報無線・緊急速報メール配信で訓練警報発令のお知らせ
正午ごろ	同報無線で訓練終了のお知らせ

空港

富士山静岡空港の運用時間が延長されます

利活用促進に向けて
 問い合わせ 企画課 吉國 ☎(23) 0040

静岡県、空港周辺市町(島田市、牧之原市、吉田町)および空港関係団体は、富士山静岡空港の一層の利活用促進に向けて、平成27年3月に「航空機騒音対策事業に係る協定書」を締結しました。

その後、県では国との調整や県議会の審議を経て、次のとおり運用時間の延長を決定しましたのでお知らせします。

運用時間延長による効果

朝出発・夜帰着の利用者の皆さんにとって、利便性の高いダイヤが実現し、利用者の増加が期待されます。

また、航空会社は効率的な航空機運用が可能になります。

騒音の状況調査

県では、航空機騒音の測定を実施しています。

希望がある場合は、県空港管理事務所まで問い合わせください。
 ☎0548(29)2217

運用時間の臨時延長

運用時間は、急激な天候の変化などによる定期便の遅延、災害の発生、空港に関する工事のため必要がある場合は、臨時的に変更することがあります。

定期便の遅延に伴う臨時延長の状況については、四半期ごとに県から発表されますので、市広報などによりお知らせします。

運用時間の延長

基本的には、13時から15時間への2時間延長ですが、当面の間は14・5時間となります。

▼平成27年7月22日まで
 午前7時30分から午後8時30分まで(13時間)

▼平成27年7月23日から
 午前7時30分から午後10時まで(14・5時間)

運用時間延長後の就航見込み

- ▼福岡便
 3便から4便へ増便(毎日運航)
- ▼上海線
 1便から2便へ増便(2便目は